



せたがや

東京都議会議員選挙特集号

発行/世田谷区
編集/広報広聴課 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)
区のホームページ(パソコン・携帯電話共通)
https://www.city.setagaya.lg.jp/

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045 へお願いします。

東京都議会議員選挙

7月4日(日)は、東京都議会議員選挙の投票日です。東京の未来に向けて、貴重な一票を投じましょう。

選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045

投票日 **7月4日(日)**

投票時間 **午前7時～午後8時**



世田谷区選挙マスコット セーボー

投票できる方

原則、次の全てを満たす方が世田谷区で投票できます。

①平成15年7月5日までに生まれていること

②世田谷区の選挙人名簿に登録されていること(※)

※日本国民で、世田谷区において住民票を作成した日(転入の届出をした日)から令和3年6月24日現在までに引き続き3か月以上住民登録がある必要があります。

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症への対応として、各投票所及び期日前投票所において消毒液の設置、従事職員のマスク着用、飛沫感染予防シートの設置等感染症対策を講じます。

投票所へお越しの方へ

- 鉛筆を持参し、投票用紙に記入することができます。ボールペン(特に水性)は、インクがにじむ可能性があるため推奨しませんが、ご使用いただいても構いません。
- マスクの着用や咳エチケット、来所前後の手洗いにご協力下さい。
- 周りの方との距離を保つようお願いします。

◆東京都議会議員選挙(世田谷区選挙区)で選出する議員

東京都議会議員選挙では、世田谷区選挙区から8人(東京都全体では127人)を選出します。当選人は得票数の多い候補者から順に決定します。なお、議員の任期は4年です。

◆投票方法

投票用紙には、候補者1人の氏名を記入します。

◆無効票とならないために

大切な一票が無効票とならないために、次のことにご注意下さい。

- ①余分なことを書かない
候補者の氏名を正しく書いていながら、それ以外のことが書かれているために、無効票となってしまうことがあります。
- ②候補者の氏名を間違えて書いた場合は訂正する
間違えて書いたものは、二本線で消して、横に正しいものをお書き下さい。

※新しい投票用紙に交換することもできます。投票所係員にお申し出下さい。



◆投票所入場整理券(封書)を

6月24日(木)から配達します

1人1枚の投票所入場整理券を世帯ごとに全員分同封して配達します。ご自分のものを確認して、投票所へお持ち下さい。紛失した場合や、届いていない場合でも、選挙人名簿で確認ができれば投票できますので、投票所(または期日前投票所)で係員にお申し出下さい。

なお、投票日当日は決められた投票所以外では投票できませんので、ご注意ください。また、封筒には活字読み上げ機能をもった機器を使用することにより、情報を聴くことができる音声コードを印刷しています。

◆お身体の不自由な方等へ

各投票所には、車いす、点字器、虫めがね、老眼鏡、文鎮、コミュニケーションボード(※)を用意していますので、投票所係員にお申し出下さい。また、いずれの投票所も車いすでお越しいただくことができます。

※イラストを指し示すことで自分の意思を伝えることができるボード

◆代理投票

疾病等によりご自分で投票用紙に書くことができない方は、お申し出により投票所係員が代筆します(ご家族等が代筆することはできません)。なお、投票の秘密は堅く守られます。

◆最近住所を変えた方、変える予定の方は…

住所変更の届出をした時期によって、投票できる場合や、投票できる場所が異なる場合があります。詳しくは下記をご覧ください。

また、投票の際に「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要になる場合がありますので、併せてご確認ください。

●令和3年3月25日以降、世田谷区に転入の届出をした方



●投票する日までに区外へ転出した方、する予定の方



●区内で住所を変えた方 ※世田谷区の選挙人名簿に登録されている方に限ります。



- ※1 前住所地の投票所で投票するか、期日前投票をして下さい。または前住所地から投票用紙を取り寄せて、世田谷区の不在者投票所で投票して下さい。
 - ※2 世田谷区の投票所で投票するか、期日前投票をして下さい。または世田谷区から投票用紙を取り寄せて、転出先の不在者投票所で投票して下さい(ただし、転出先からさらに都外へ転出すると投票できません)。
 - ※3 1・2とも、「引き続き都内に住所を有することの確認」が必要です。確認方法は次のアまたはイのいずれかになります。
ア「住民票の写し」(名簿登録地から現在の住所地までの記載があるもの)を提示する。
→新住所地に転入後、区市町村の窓口でご請求下さい。「選挙用」とお申し出下さいれば、無料になります。
イ 投票所・期日前投票所で必要書類に記入し、「引き続き都内に住所を有することの確認」を申し出る。
→「住民票の写し」は不要ですが、確認にお時間を要します。
- ※3 新住所地に選挙人名簿登録があった場合、新住所地で投票できます。

選挙の詳しい情報は、区のホームページからご覧になれます。

※前回選挙における投票日当日の投票者数や期日前投票所別の投票者数を掲載しています。遅延緩和にご協力下さい。



世田谷区からのお知らせです

東京都議会議員選挙特集号

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎5432-2751 ☎5432-3045 へお願いします。

投票日に投票所へ行けない方は、

期日前(不在者)投票をご利用下さい

仕事、用事、入院、出産等の理由で、投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票・不在者投票をご利用下さい。最近住所を変えた方、変える予定の方は、裏面もご覧下さい。

※新型コロナウイルス感染症への感染を懸念される方も、期日前投票を行うことができます。
※前回選挙の期日前投票所別投票者数を区のホームページに掲載しています。混雑緩和にご協力下さい。

区内で期日前投票をする場合

ご本人が、投票所入場整理券(届いている場合)をお持ち下さい。投票所入場整理券を紛失した場合や届いていない場合でも、期日前投票所において選挙人名簿で確認できれば投票できます。

〈手続き〉

投票所入場整理券の裏面に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめ必要事項を記入のうえ、お近くの期日前投票所へお持ち下さい(各期日前投票所にも期日前投票宣誓書を用意しています)。

〈期日前投票受付場所・受付期間〉

受付期間	6月26日(出)	6月27日(出) ～7月3日(出)
受付場所		
世田谷区役所 (第3庁舎3階)	受付できません	
まちづくりセンター		受付できます
受付時間／午前8時30分～午後8時(土・日曜も同じ)		

※世田谷区役所とまちづくりセンターでは受付期間が異なるためご注意ください。

指定された病院等で不在者投票をする場合

指定された病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。指定施設に該当するか等詳しくは、施設にお問い合わせ下さい。

転出先(都内に限る)または滞在先の区市町村の不在者投票所で投票する場合

この方法は郵便によるため、手続きに日数がかかります。お早めにご請求下さい。
※投票日までに都外に転出される方は、不在者投票はできません。

〈手続き〉

① 不在者投票宣誓書兼請求書(下記様式参照)を世田谷区選挙管理委員会に至急郵送(★)または持参
※都内に転出される方は、引き続き都内に住所を有することの確認が必要です。詳しくは、裏面をご覧ください。

② 世田谷区選挙管理委員会から、ご本人の希望送付先に投票用紙等を郵送

③ 投票用紙等が届いたら、転出先または滞在先の区市町村の不在者投票所で不在者投票
★〒154-8788 [選挙期間専用] 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区選挙管理委員会 行

不在者投票宣誓書兼請求書の様式

様式は区のホームページからダウンロードすることができます。また、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターに所定の用紙が置いてありますので、ご利用下さい。なお、便せん等を使用する場合は右記のように作成して下さい。

不在者投票宣誓書兼請求書

○月○日

私は、令和3年7月4日執行の東京都議会議員選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。
以上、事実であることを誓い、併せて投票用紙等の交付を請求します。

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③世田谷区の住所
- ④投票日当日、投票所へ行けない理由(事由)
例)仕事、旅行、転出など
- ⑤投票用紙等の希望送付先の郵便番号・住所(アパート等の名称及び部屋番号まで正確に)・電話番号(自宅と携帯)

◆投票所の一部変更

次の住所にお住まいの方は、投票所が変わりますのでご注意ください。

変更となる方の住所	旧投票所	新投票所
若林1丁目・2丁目(1～29)	世田谷若葉幼稚園	▶ 若林区民集会所(若林1-34-2)
代沢2丁目	池之上小学校第2校舎	▶ 池之上青少年交流センター(代沢2-37-18)
等々力2丁目・3丁目・4丁目	旧等々力仮設庁舎(等々力2-28-5)	▶ 玉川総合支所1階ロビー(等々力3-4-1)

◆選挙運動に関する注意事項

選挙運動は、18歳以上の方が告示日から投票日の前日まで行うことができますが、いくつかの注意事項があります。主な例は下表をご覧ください。

例	18歳以上	18歳未満
候補者の選挙運動員になること		
ホームページ、ブログ、 ^{Facebook} 、 ^{Twitter} 、 ^{LINE} 等のインターネットを使用して選挙運動をすること	○	×
電子メールを使用して選挙運動をすること	×	
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること		

◆選挙公報を6月27日(日)以降に順次お届けします

各世帯の郵便受け等に直接お届けします。届かない場合は選挙管理委員会にご連絡下さい。

▶ 6月27日(日)以降、区役所、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、区民センター、図書館等にも備え置きます。

▶ 東京都選挙管理委員会のホームページからもご覧になれます。
(☎<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>)

▶ CD版「選挙のお知らせ」(選挙公報の掲載文を音声化したもの)を、区内在住で目の不自由な方へ送付します。希望される方は、選挙管理委員会までお早めにお申し込み下さい。過去の選挙において既に申込みの方は申込不要です。

◆投票・開票速報

投票・開票の状況及び開票結果は、区のホームページで随時お知らせします。

開票は7月4日(日)午後9時から、総合運動場体育館(大蔵4-6-1)で行います。世田谷区の選挙人名簿に登録されている方は、参観することができます。

※投票日当日、総合運動場はアメリカ選手団のトレーニングキャンプ実施に伴う利用休止中ですが、投票所及び開票所として使用しています。

◆区内施設の一部が利用できなくなります

選挙のため、区内施設の一部が利用できなくなる場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせ下さい。

※新型コロナウイルス感染症の影響による施設の開館状況は、区のホームページからご覧になれます。

お願い

投票所へのお車でのお来場、ペットを連れてのお来場はご遠慮下さい。

※補助犬は入場することができます。

政治家の寄附は禁止されています ～有権者のこころがけ～

受け取らない

求めない

再生紙を使用しています

東京都選挙管理委員会作成
権利の関係上、掲載しておりません

【参考5】啓発物品



ペーパーナプキン、ポケットティッシュ（都選管作成）



バスフロント幕